参考様式例

指定介護予防支援事業所向け

「介護予防支援利用契約書」

（ひな形）

※本契約様式は、指定居宅介護支援事業所が介護予防支援業務に関する指定介護予防支援事業者として、指定を受け、業務を行うことを想定して作成しています。

※本契約様式は、参考様式例となりますので、文面内容は法人の判断により、適宜修正してください。

※重要事項説明書など、契約にかかる他の書類は法人の方で作成してください。

指定介護予防支援契約書

様（以下、「利用者」といいます。）と、　　　　（以下、「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う指定介護予防支援について、各々対等の立場でその内容を確認し、次のとおり契約を行い、信義に従い、誠実にこれを履行するものとします。

（目的等）

第１条　　事業者は、要介護状態の予防と要支援状態の悪化の防止に資するよう、利用者が可能な限りその居宅において、その尊厳を保持し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医療との連携に配慮し、介護予防サービス・支援計画を作成するとともに、介護予防サービス等の提供が確保されるよう、サービス提供事業者及び関係機関等との連絡調整その他の便宜を提供します。なお、支援の詳細は、別紙「重要事項説明書」に記載のとおりです。

（指定介護予防支援の内容）

第２条　　事業者の行う業務の内容等は、以下のとおりです。

①　介護予防サービス・支援計画の作成

②　介護予防サービス事業者及び関係機関等との連絡調整

③　サービス実施状況の把握、評価

④　利用者状況の把握

⑤　給付管理

⑥　要介護・要支援認定申請及びチェックリストに対する協力、援助

⑦　相談業務

（契約期間）

第３条　　契約期間は、契約日から利用者の要支援認定の有効期間満了日までとします。ただし、上記有効期間満了の日の●日前までに、利用者が事業者に対して、契約の解約を申し出ない限り、この契約は自動更新するものとします。

（指定介護予防支援の担当者）

第４条　　事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者の担当者として任命し、その者の氏名を利用者に書面により通知します。

２　　事業者は、担当者を変更する場合には、交代の理由を明らかにし、交代後の介護支援専門員の氏名等を、書面により利用者に通知します。

（身分証携行義務）

第５条 　介護支援専門員が本業務を行う際には、常に身分証を携行し、利用者又はその家族から提示を求められたときには、いつでも身分証を提示します。

（指定介護予防支援の実施方法等）

第６条　　事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、介護予防サービス・支援計画の作成を支援します。

（１）利用者の居宅へ訪問し、利用者及びその家族への面接により、利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。

（２）利用する介護予防サービスの選択にあたっては、当該地域における介護予防サービス事業者等及び関係機関等に関する情報を、利用者又はその家族に提供します。

（３）事業者は、利用者に対して介護予防サービス等の内容が、特定の種類、事業者に、不当に偏るような誘導、又は、指示を行いません。

（４）利用者は介護予防サービスを利用する際、指定介護予防支援事業所に複数の事業者等を紹介するよう求めることができます。

（５）介護予防の効果を最大限に発揮できるよう、利用者の意欲を高め、利用者による主体的な取り組みを支援します。

（６）利用者の自立の可能性を、最大限に引き出す支援を行います。

（７）事業者は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て、主治の医師等の意見を求めます。

（８）事業者は、利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう、利用者又はその家族に対し事前に協力を求めます。

（９）事業者は、介護予防サービス・支援計画の原案について、介護保険給付適用の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者又はその家族に対して説明します。

ア　事業者は、利用者の介護予防サービス・支援計画の原案に対する利用者の同意をもって、確定した介護予防サービス・支援計画とします。

イ　利用者は、事業者が作成した介護予防サービス・支援計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して介護予防サービス・支援計画の原案の再作成を依頼することができます。

２　　事業者は、介護予防サービス・支援計画作成後も、利用者又はその家族、並びに、介護予防サービス事業者等及び関係機関等と継続的に連絡を取り、介護予防サービス・支援計画の実施状況の把握に努めるとともに、目標に沿ったサービスが提供されるよう、介護予防サービス事業者等及び関係機関等との調整を行います。

３　　事業者は、介護予防サービス・支援計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。

４　　事業者は、利用者が要介護状態となった場合には、利用者へ居宅サービス計画を作成する居宅介護支援事業所に関する情報を提供するとともに、利用者が選択した居宅介護支援事業者に対して、利用者の同意を得た上で、利用者に関する情報を提供します。

５　　事業者が介護予防サービス・支援計画の変更の必要性を認めた場合、又は、事業者が介護予防サービス・支援計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって介護予防サービス・支援計画を変更します。

６　　事業者は、介護予防サービス・支援計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、大阪府国民健康保険団体連合会に提出します。

７　　事業者は、利用者の要介護又は要支援認定の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請並びにチェックリストが、円滑に行われるよう必要な協力を行います。また、利用者が希望する場合、事業者は要介護又は要支援認定の申請及びチェックリストを利用者に代わって行います。

８　　利用者及びその家族は、事業者が提供する指定介護予防支援の内容が、上記に基づいて実施されていないと認められる場合には、事業者に対して説明を求め、必要に応じて改善を申し出ることができます。

（提供内容の記録）

第７条　　事業者は、指定介護予防支援の提供内容に関する記録を行うとともに、これを利用者との契約終了の日から５年間保管します。

２　　利用者は、事業者に保管される記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。なお、複写物の交付については、実費（１枚につき●円）をいただきます。

（料金）

第８条 　事業者が提供する指定介護予防支援に対する利用者が負担しなければならない料金は、別紙「重要事項説明書」に記載のとおりです。

（契約の解約および自動終了）

第９条　　この契約の解約と自動終了の条件については、次のとおりです。

（１）契約の解約

　　①　利用者から行う解約措置

ア　利用者は、契約期間中に、この契約を解約しようとする場合は、事業者に対して契約終了を希望する日の●日前までに、その旨を申し出なければなりません。ただし、利用者の病状の急変、緊急の入院等やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

イ　次の場合、利用者は事業者に申し出を行うことにより、事前申し出の期間なしに、この契約を解約することができます。

　（ア）事業者が正当な理由なしに指定介護予防支援の提供を行わない場合

　（イ）事業者が守秘義務に反した場合

　（ウ）事業者が利用者やその家族等に対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合

（エ）事業者が破産した場合

　（オ）その他事業者が、この契約に定める指定介護予防支援の提供を、正常に行いえない状況に陥った場合

②　事業者から行う解約措置

事業者は、事業規模の縮小、事業所の休廃止等、この契約に基づく指定介護予防支援の提供が困難になるなどのやむを得ない事情がある場合は、利用者に対してこの契約の解約を予定する日から１ヶ月以上の期間をおいて、利用者に解約理由を示した文書を通知することにより、この契約期間の契約を解約することができます。ただし、利用者又はその家族などが、事業者や事業者の従業者に対して、この契約を継続しがたいほどの不信行為を行った場合は、１ヶ月以上の事前申し出の期間なしに、この契約を解約することができます。

（２）契約の自動終了

①　利用者が転出し、本市の被保険者でなくなった場合

②　利用者が介護保険施設等に入所した場合

③　利用者の要介護・要支援認定区分が、「非該当」「事業対象者」「要介護」と認定された場合

④　利用者が死亡した場合

（秘密保持及び個人情報の保護）

第10条　 介護支援専門員および事業者が使用する者は、指定介護予防支援を提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約終了後も継続します。

２　　事業者は、利用者から予め書面で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いてはならない。また、利用者の家族の個人情報についても、同様に扱います。

３　　事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（磁気媒体情報及び伝送情報を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分する際にも、第三者への漏洩を防止するものとします。

（利用上の注意義務等）

第11条　　利用者は、指定介護予防支援の実施及び安全衛生等の管理上、必要があると認められる場合は、事業者及び事業者の従業者が利用者の居宅内に立ち入り、必要な措置をとることを認めることとします。ただし、その場合事業者は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

２　　利用者の心身の状況等により、特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族と事業者が、指定介護予防支援の内容について、介護保険法令やその他諸法令の定めるところを尊重し、協議の上決定するものとします。

（賠償責任）

第12条　　事業者は、指定介護予防支援の提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、利用者に対してその損害を賠償しなければならないものとします。

（相談・苦情対応）

第13条　　事業者は、利用者からの相談・苦情の窓口を設置し、自ら提供した指定介護予防支援又は介護予防サービス・支援計画に位置づけた、介護予防サービス等並びに関係機関等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。指定介護予防支援業務に関する苦情の窓口は、次のとおりです。

① 事業者の窓口

「　●●●●　」

　所在地　　大阪府●●

電話番号　０７２５－●●－ ●● 　　　ＦＡＸ　０７２５－●●－●●

受付時間　午前●時●分から午後●時●分

② 市の窓口

「和泉市福祉部高齢介護室高齢支援担当」

所在地　　大阪府和泉市府中町二丁目７番５号

電話番号　０７２５－４１－１５５１ ＦＡＸ　０７２５－４０－３４４１

受付時間　午前９時から午後５時１５分

③ 公的団体の窓口

「大阪府国民健康保険団体連合会」

所在地　　大阪府大阪市中央区常盤町一丁目３番８号　中央大通ＦＮビル内

電話番号　０６－６９４９－５４１８ ＦＡＸ　０６－６９４９－５４１７

受付時間　午前９時から午後５時

（契約内容の履行と契約外事項の取り扱い）

第14条　　利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

２　　この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議します。

（合意裁判管轄）

第15条　　この契約について、やむを得ず訴訟となる場合は、事業者の所在地を管轄とする裁判所を、第一審管轄裁判所とすることを、利用者及び事業者は予め合意します。

以上の契約を証するため、本書２通を作成し、利用者（代理人よる契約締結の場合は代理人）、事業者が記名押印の上、１通ずつ保有するものとします。

契約締結日　令和　　年 　月 日

契約者

1．（利用者）

住　　所

　 氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（代理人の場合）

住　　所

　 氏　　名 　　　　　　　　　　　　　　　続柄（　　　　　）　印

2．（事業者）

　　事業所所在地

事業者名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印